

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

安全・安心な農産物の生産と快適なまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宇城市

3. 地域再生計画の区域

宇城市の区域の一部（旧松橋町）

4. 地域再生計画の目標

宇城市は、平成17年1月に三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町の5町が合併し、人口約64,000人、面積188.56平方キロメートルの市として新たな一步を踏み出した。美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観と都市的機能を併せ持つバランスのとれた水と緑の豊かな地域である。市の自然保護や環境美化保全などを目的に宇城市環境保全隊が発足し、活動を行っている。

その中心部に位置する松橋町においては、河川に未処理の生活雑排水が流入し、河口周辺の干潟の貴重な貝類等や農産物に悪影響を与えている。町の中心部では公共下水道の整備を、農村部では個人が設置する合併浄化槽の設置をそれぞれ進めてはいるものの、平成21年度末で生活排水処理普及率60%と未だ低迷している。農業振興地域の豊福地区においては、各家庭からの生活雑排水が集落を縦断する農業用排水路に排出されており、その汚濁により農作物に被害を与えている。

このため、農業集落排水事業等を実施するとともに地域住民による「廃油の再利用」「ゴミの分別」「地域一斉清掃」等の環境活動を促進することにより、河川等の環境改善を図り、安全・安心な農産物の生産と快適な暮らしを実現し、農村社会の再生を目指す。

(目標) ① 汚水処理施設の整備の促進

- ・生活排水処理普及率 「60%（平成21年度）から65%（平成26年度）に向上」

② 河川の水質の改善

- ・BODを1.5mg/l（平成21年度）から1.0mg/l未満（平成26年度）に改善

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

松橋町において生活排水処理対策の推進を図るべく、地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を活用して、農業集落排水施設1地区（豊福地区）及び浄化槽の整備を平成23年度から開始するとともに、地域住民による環境保護活動を一体的に進める。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

- ・農業集落排水・・・平成19年3月に事業採択通知を受けている。

〔事業主体〕

宇城市

〔施設の種類〕

- ・農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕

- ・農業集落排水施設 宇城市松橋町豊福南部地区
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道認可区域、農業集落排水の採択地区以外の区域

〔事業期間〕

- ・農業集落排水施設 平成23年度～平成25年度
- ・浄化槽 平成23年度～平成25年度

〔事業量〕

- ・農業集落排水施設
 - ・処理場 1箇所
 - ・管路延長 3,200m（単独分 400m）
 - ・管径 100mm～250mm
- ・浄化槽（個人設置型）
 - ・設置基数 15基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設 豊福南部地区 1400人、浄化槽（個人設置型）60人

〔事業費〕

①農業集落排水施設	事業費	700,000千円（うち、交付金 350,000千円）
	単独事業費	40,000千円
②浄化槽（個人設置型）	事業費	6,000千円（うち、交付金 2,000千円）
合計	事業費	706,000千円（うち、交付金 352,000千円）
	単独事業費	40,000千円

5-3 その他の事業

- ① 廃油の再利用やゴミの分別によるリサイクルの促進
 - ・各区長を中心に21品目の分別収集を行い、また、生ごみの資源化や食用廃油の石鹸づくり（婦人会等）を行い、宇城市として、市民一人ひとりが「環境志民」としての役割を担うことができるよう広報や環境セミナー等を開催する。
- ② 一斉清掃活動等による住環境の整備
 - ・市民一斉清掃（6月）や地区の役による河川清掃や道路清掃等を行う。宇城市としては、地域活動団体との連携や支援を行う。
- ③ 処理水の再利用による水資源の活用と農作物の生産
 - ・宇城市として地元営農組合との協定により、汚水処理場の処理水を農業用水路へ放流し、米作の水不足を補う。また、園芸作物等への処理水の汲み取り場所を設け、散布水として利用する。

6. 計画期間

平成23年度～平成25年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を宇城市において、調査し、その結果を公表する。

また、整備された汚水処理施設は、専門業者へ管理委託し、定期的な水質検査や機能確認等を実施し、適切な運用が図られるよう体制整備を図る。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし